

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和3年10月13日（令和3年（行情）諮問第417号及び同第418号）

答申日：令和7年3月7日（令和6年度（行情）答申第977号及び同第978号）

事件名：特定文書に記載の「旧想定」に該当する文書がつづられた行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件  
特定文書に記載の「旧想定」に該当する文書がつづられた行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の3に掲げる152文書（以下、順に「文書2」ないし「文書153」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年8月23日付け情報公開第01710号及び同第01715号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると次のとおりである。

(1) 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

(2) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書5」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会（原文ママ）の審議において意見を

申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

(3) 一部に対する不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分1について

##### (1) 経緯

処分庁は、令和2年6月22日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書1に対する開示請求に対し、法11条による延長を行った後、相当の部分として1件の文書（別紙の2に掲げる文書。以下「文書1」という。）を特定し、開示とする決定を行い（令和2年8月21日付け情報公開第01013号）、更に、最終の決定として152件の文書を特定し、17件を開示、40件を部分開示、95件を不開示とする決定を行った（原処分1）。

これに対し、審査請求人は、令和3年8月25日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

##### (2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の3記載の152文書である。

##### (3) 不開示とした部分について

ア 文書5、文書7、文書10ないし文書35、文書37ないし文書60、文書62ないし文書69、文書70（理由4、5以外の不開示部分）、文書71ないし文書86、文書98（理由4以外の不開示部分）、文書99、文書101ないし文書105、文書107、文書108、文書110ないし文書116、文書118、文書119、文書122、文書125、文書129ないし文書134、文書136ないし文書139、文書143ないし文書153は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議・対処方針の検討に関する記述、又は検討の内容を示唆する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ、又は、米国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5

号に該当し不開示とした。

イ 文書36、文書61（1頁目）、文書109、文書120、文書121、文書123、文書124、文書126ないし文書128、文書135、文書140ないし文書142は、公にしないことを前提とした米国との協議に関する情報であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び米国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し不開示とした。

ウ 文書8、文書9、文書91は、日米合同委員会における合意事項や議事録の一部を構成する文書であって、日米双方の合意がなければ公表されないことになっており、公にすることにより米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し不開示とした。

エ 文書61（2頁目）、文書70（1頁目宛先メールアドレス、外務省直通番号及びFAX番号、2頁目）、文書98（2頁目国交省担当者メールアドレス）は、我が国政府機関の非公表の電話番号、FAX番号、メールアドレスであり、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当し不開示とした。

オ 文書70（1頁目警察庁職員名）は、慣行として公にされない警察職員の個人の情報に関するものであって、公にすることにより、当該職員に関する具体的な情報が明らかになり、権利利益を害するおそれがあるとともに、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条1号及び4号に該当し、不開示とした。

#### （4）審査請求人の主張について

審査請求人は、「①特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。」、「②不開示処分の対象部分の特定を求める」、「③一部に対する不開示決定の取消し。」、等主張する。①に関しては、処分庁は、審査請求人が請求した内容に該当する行政文書を十分に探索して特定しており、文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張は当たらない。②に関しては、処分庁は、上記（3）のとおり不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。③に関しては、上記3のとおり、処分庁は、対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で不開示箇所の特定を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

#### （5）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分1を維持することが適当であると判断する。

## 2 原処分2について

### (1) 経緯

処分庁は、令和2年10月19日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書2に対する開示請求に対し、法11条による延長を行った後、相当の部分として1件の文書(文書1)を特定し、開示とする決定を行い(令和2年12月18日付け情報公開第01921号)、更に、最終の決定として152件の文書を特定し、17件を開示、40件を部分開示、95件を不開示とする決定を行った(原処分2)。

これに対し、審査請求人は、令和3年8月25日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

(2) ないし(5)は、上記1(2)ないし(5)と同旨。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和3年10月13日 諮問の受理(令和3年(行情)諮問第417号及び同第418号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同月26日 審議
- ④ 令和7年2月10日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議(同上)
- ⑤ 同月28日 令和3年(行情)諮問第417号及び同第418号議の併合並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号ないし6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定及び不開示部分の開示を求めている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、改めて検討した結果、別表2に掲げる部分については新たに開示することとし、その余の部分(以下「不開示維持部分」という。)については不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 開示請求文言にいう「旧想定」とは、2005年4月1日に日米間で合意した「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に係る想定問答集を指している。ガイドラインは2019年7月25日に改正され、想定問答集もそれに合わせて改正されたことから、「旧想定」と呼ばれており、これに該当する文書として、別紙の1に掲げる文書1（以下「先行開示文書」という。）を特定した。

イ また、本件開示請求書の「当該文書に綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て」に該当する文書として、先行開示文書と同一の行政文書ファイルにつづられていた文書2ないし文書153を特定した。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、担当部署において書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を改めて行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 処分庁が上記(1)ア及びイのとおり経緯で本件対象文書を特定したことに、特段不自然、不合理な点は認められない。また、処分庁における上記(1)ウのとおり文書の探索方法及び範囲についても、特段の問題があるとは認められず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

#### (1) 別表1の番号1に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分（別表2の2に掲げる部分を除く。）には、ガイドラインの改正を始めとする在日米軍の諸問題に係る我が国の個別・具体的な分析、評価並びに我が国の検討内容、対処方針及び具体的な対応振りが記載されている。これらを公にすると、我が国及び米国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国が将来類似の交渉を行う際に支障を来すおそれがあるため、不開示とすべきである。

イ 当該部分を公にすると、ガイドラインの改正を始めとする在日米軍をめぐる諸問題に係る我が国の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国が、将来類似の交渉を行う際に支障を来すおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、ガイドラインの改正に係る日米間の調整過程に関する情報が記載されている。当該情報については、対外公表しないことを前提として米側と調整していることから、これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがある。また、仮に同種の調整が将来行われる場合には、調整過程を公にすることにより、交渉上、我が国が不利益を被るおそれがある。

イ 当審査会において、当該部分を見分したところ、上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められ、当該部分が公になれば、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるなどとする上記諮問庁の説明は、首肯できる。

そうすると、当該部分は、これを公にすることにより、日米間における調整過程が明らかとなり、今後、日米間で忌たんのない協議を行えなくなるおそれがあるなど、我が国と米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる部分について

ア 当該部分（別表2の1に掲げる部分を除く。）の不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 文書8及び文書9は、日米地位協定の実施に関する協議機関である日米合同委員会の議事録である。

(イ) 日米合同委員会における協議の記録や合意事項については、日米双方の合意がない限り公表されないことが日米両政府間で合意されている。

(ウ) したがって、当該部分については、開示により米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるほか、今後、米側との間で忌たんのない協議や意見交換を行えなくなるおそれがあることから、不開示とすべきである。

イ 当該部分を我が国が一方的に開示することとなれば、米国との信頼

関係が損なわれ、米国との間で忌たんのない協議を実施できなくなるおそれがあるなどとする上記ア（ウ）の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表1の番号4に掲げる部分について

当該部分には、我が国政府職員の非公表の直通電話番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表1の番号5に掲げる部分について

当該部分には、警察庁職員の氏名が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

警察庁職員においては、警部及び同相当職以下の職にある職員の氏名は慣行として公とされていない。当該部分に記載されている職員は、警部及び同相当職以下の職にあり公表慣行もない。

当該部分に記載されている職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、反社会勢力等が、何らかの有益な情報を得ようとする、又は都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害する目的で職員に接近又は職員を懐柔しようとすることが考えられるほか、当該職員やその家族への攻撃等も予想される。

よって、警察業務に支障が生じるおそれや個人の権利利益が侵害されるおそれがあるため、警察庁職員の氏名を不開示とした。

イ 警察業務の特殊性に鑑みれば、公表慣行がない警部及び同相当職以下の職にある警察庁職員の氏名を公にすることにより、警察活動に対する妨害、当該職員本人及び家族に対する攻撃等が予想されるなどの上記アの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号ないし6号に該当するとして不開示とした各決定については、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条3号、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条1号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### (1) 本件請求文書1

「旧想定」(出典:2019-00386-0109-IMG)に該当する文書、及び当該文書をつづっている行政文書ファイルにつづられた他の文書の全て。【裏面をご参照下さい】

#### (2) 本件請求文書2

「旧想定」(出典:2019-00386-0109-IMG)に該当する文書、及び当該文書をつづっている行政文書ファイルにつづられた他の文書の全て。\*前回請求に係る審査請求が情報公開・個人上保護審査会(原文ママ)に諮問されずに却下されましたので、改め請求をする次第です。

### 2 先行開示文書

文書1 想定問答集(2005年4月)

### 3 本件対象文書

文書2 Guidelines Regarding Off-Base  
US Military Aircraft Accidents  
in Japan

文書3 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国  
軍用航空機事故に関するガイドライン(仮訳)

文書4 参考:米軍航空機事故ガイドラインに基づく米軍航空機事故現場  
における立入規制

文書5 メモ決裁(「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域  
外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン(平成17年4  
月1日付け、日米合同委員会合意)」改正)

文書6 官房長官記者会見想定(CH-53緊急着陸関連想定)(平成29  
年10月31日午前)

文書7 官房長官記者会見想定(CH-53緊急着陸関連想定)(平成29  
年10月31日午前)

文書8 資料

文書9 資料

文書10 資料

文書11 Existing Guidelines/Draft Re  
vision

文書12 Existing Guidelines/Draft Re

vision  
文書13 現行／改定案／コメント  
文書14 Existing Guidelines／Draft Revision  
vision  
文書15 Existing Guidelines／Draft Revision／Comment  
文書16 現行／改定案  
文書17 Existing Guidelines／Draft Revision  
vision  
文書18 資料  
文書19 資料  
文書20 資料  
文書21 Existing Guidelines／Draft Revision  
vision  
文書22 現行／改定案  
文書23 資料  
文書24 資料  
文書25 資料  
文書26 資料  
文書27 資料  
文書28 Existing Guidelines／Draft Revision  
vision  
文書29 資料  
文書30 資料  
文書31 資料  
文書32 メモ決裁  
文書33 資料  
文書34 資料  
文書35 資料  
文書36 資料  
文書37 資料  
文書38 資料  
文書39 資料  
文書40 資料  
文書41 資料  
文書42 資料  
文書43 Existing Guidelines／Draft Revision  
vision

文書44 資料  
文書45 資料  
文書46 資料  
文書47 資料  
文書48 資料  
文書49 資料  
文書50 資料  
文書51 Existing Guidelines/Draft Revision  
文書52 資料  
文書53 資料  
文書54 Existing Guidelines/Draft Revision  
文書55 Existing Guidelines/Draft Revision  
文書56 資料  
文書57 メモ決裁（米軍機事故ガイドラインの改正に係る和訳）（2019年6月17日）  
文書58 資料  
文書59 現行/改定案/Draft Revision  
文書60 現行/改定案/Draft Revision  
文書61 メール  
文書62 資料  
文書63 資料  
文書64 資料  
文書65 資料  
文書66 資料  
文書67 資料  
文書68 資料  
文書69 資料  
文書70 メール  
文書71 資料  
文書72 資料  
文書73 資料  
文書74 資料  
文書75 資料  
文書76 資料  
文書77 資料

- 文書78 資料
- 文書79 資料
- 文書80 資料
- 文書81 資料
- 文書82 資料
- 文書83 資料
- 文書84 資料
- 文書85 資料
- 文書86 資料
- 文書87 米軍機事故ガイドラインの改正（2020年1月）
- 文書88 米軍航空機事故ガイドライン改正に基づく事故現場の規制・迅速な立入り
- 文書89 改正後／改正前
- 文書90 改正後／改正前
- 文書91 資料
- 文書92 Guidelines Regarding Off-Base US Military Aircraft Accidents in Japan
- 文書93 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン（仮訳）
- 文書94 （英文）外務省報道発表（令和元年7月25日）
- 文書95 （和文）外務省報道発表（令和元年7月25日）
- 文書96 改正されたガイドラインに係る内容の確認について
- 文書97 問：模擬弾は私有地に落下しているとのことであるが、改正された米軍機ガイドラインは適用されたのか。
- 文書98 メール
- 文書99 資料
- 文書100 日米地位協定と米軍航空機事故ガイドラインとの関連性
- 文書101 資料
- 文書102 資料
- 文書103 資料
- 文書104 資料
- 文書105 資料
- 文書106 日米地位協定に関する申し入れ（案）（平成30年8月3日）
- 文書107 資料
- 文書108 資料
- 文書109 資料

文書110 資料  
文書111 資料  
文書112 資料  
文書113 資料  
文書114 資料  
文書115 資料  
文書116 資料  
文書117 米軍航空機事故ガイドライン改正に基づく事故現場の規制・  
迅速な立入り  
文書118 資料  
文書119 Existing Guidelines/Draft R  
e v i s i o n  
文書120 米軍機事故ガイドラインに係る協議（概要）  
文書121 資料  
文書122 Existing Guidelines/Draft R  
e v i s i o n  
文書123 米軍機事故ガイドラインに係る協議（概要）  
文書124 航空機事故ガイドライン改定交渉  
文書125 Existing Guidelines/Draft R  
e v i s i o n  
文書126 航空機事故ガイドライン改定交渉  
文書127 資料  
文書128 資料  
文書129 資料  
文書130 資料  
文書131 資料  
文書132 資料  
文書133 資料  
文書134 Existing Guidelines/Draft R  
e v i s i o n  
文書135 米軍機事故ガイドラインに係る協議（概要）  
文書136 Existing Guidelines/Draft R  
e v i s i o n  
文書137 資料  
文書138 資料  
文書139 資料  
文書140 米軍機事故ガイドラインに係る協議  
文書141 米軍機事故ガイドラインに係る協議（概要）

文書142 資料  
文書143 Existing Guidelines/Draft Revision/Comment R  
文書144 Existing Guidelines/Draft Revision/Comment R  
文書145 Existing Guidelines/Draft Revision  
文書146 現行/改正案  
文書147 資料  
文書148 資料  
文書149 資料  
文書150 資料  
文書151 資料  
文書152 資料  
文書153 資料

別表1 (原処分において処分庁が不開示とした部分及びその理由)

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	<p>文書5、文書7、文書10ないし文書35、文書37ないし文書60、文書62ないし文書69、文書70（下記4及び5以外の不開示部分）、文書71ないし文書86、文書番号98（下記4以外の不開示部分）、文書99、文書101ないし文書105、文書107、文書108、文書110ないし文書116、文書118、文書119、文書122、文書125、文書129ないし文書134、文書136ないし文書139、文書143ないし文書153</p>	<p>公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議・対処方針の検討に関する記述、又は検討の内容を示唆する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ、又は、米国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示としました。</p>	<p>3号、5号</p>
2	<p>文書36、文書61（1ページ目）、文書109、文書120、文書121、文書123、文書124、文書126ないし文書128、文書135、文書140ないし文書142</p>	<p>公にしないことを前提とした米国との協議に関する情報であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ、及び米国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。</p>	<p>3号</p>
3	<p>文書8、文書9及び文書91</p>	<p>日米合同委員会における合意事項や議事録の一部を構成する文書については、日米双方の合意がなければ公表されないことになっており、公にすることにより米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそ</p>	<p>3号、5号</p>

		れがあるため、不開示としました。	
4	文書61（2頁目）、文書70（1頁目宛先メールアドレス）、外務省直通電話番号及びFAX番号並びに2頁目）、文書98（2頁目国交省担当者メールアドレス）	我が国政府機関の非公表の電話番号、FAX番号、メールアドレスであり、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。	6号
5	文書70（1頁目警察庁職員名）	慣行として公にされない警察職員の個人の情報については、公にすることにより、当該職員に関する具体的な情報が明らかになり、権利利益を害するおそれがあるとともに、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。	1号、4号

別表2（諮問庁が新たに開示する部分）

	文書番号	新たに開示する部分
1	文書91	全部
2	文書99	【参考1】ないし【参考6】